



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

- ・一般競争入札の参加者の資格等
- ・地域森林計画の案の縦覧
- ・一般競争入札の参加者の資格等に関する告示の変更
- ・一般競争入札の参加者の資格等

所管課（室）名

総 務 文 書 課
林 政 課
住 宅 課
教育環境整備課

◎ 公 告

- ・一般競争入札の実施
- ・一般競争入札の実施に関する公告の変更
- ・一般競争入札の実施

総 務 文 書 課
住 宅 課
教育環境整備課

◎ 選挙管理委員会告示

- ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数

選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第464号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排

除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格要件

令和5年4月1日から申請書の提出期限までにおいて、本県、他の都道府県若しくは政令指定都市又は国との間に、当該業務（例規等の検索システム）と類似する業務の契約（最終契約額100万円以上のものに限る。）の履行完了の実績が2件以上あること。

4 競争入札参加者の資格及び審査

(1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し、決定する。

(2) 審査事項

- ア 年間売上高
- イ 営業年数
- ウ 従業員数
- エ 財務比率（純利益率、固定長期適合率及び流動比率）
- オ 3の資格

5 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から、令和7年10月3日までの間（県の休日を除く。）の9時00分から17時00分までとする。

(2) 申請書の入手方法

申請書は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。
なお、県のホームページから入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

入札に参加しようとする者は、申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- ア 誓約書
 - イ 営業概要書
 - ウ 委任状
 - エ 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
 - オ 個人にあっては、本籍地の市区町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市区町村長が発行する住民票の写し並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - カ 法人にあっては、前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - キ 個人にあっては、前年度の確定申告書のうち貸借対照表及び損益計算書
 - ク 都道府県税に関し未納がないことを証する証明書
 - ケ 消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - コ 印鑑届（様式第2号）
 - サ 3を証する書類（契約書の写し及び履行証明書等）
- ※ウについては、権限を支店長等に委任する場合に提出すること。
※エからケまでは原本又は写しとし、参加資格申請日から3月以内に発行されたものに限る。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

- ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類について外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

- （住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
- （名称）長崎県総務部総務文書課
- （電話）095-895-2114

6 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第3号）により通知（郵送）する。

7 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

8 資格の取消し等

- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
- (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
- (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

長崎県告示第465号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により長崎南部地域森林計画をたて、並びに同条第5項の規定により長崎北部、五島壱岐及び対馬の各地域森林計画を変更する予定なので、同法第6条第1項の規定により当該計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、これらの地域森林計画の案に意見のある者は、縦覧の期間内に、長崎県知事に対し、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 森林計画区の名称

長崎南部森林計画区（長崎市、島原市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、南島原市及び西彼杵郡の各一円）

長崎北部森林計画区（佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵郡及び北松浦郡の各一円）

五島壱岐森林計画区（五島市、壱岐市及び南松浦郡新上五島町の各一円）

対馬森林計画区（対馬市の各一円）

2 縦覧場所及び意見書の提出先

長崎市尾上町3番1号 長崎県農林部林政課（長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の各森林計画区）

諫早市永昌東町25番8号 長崎県県央振興局農林部森林土木課（長崎北部及び長崎南部の各森林計画区）

島原市城内1丁目1205番地 長崎県島原振興局農林水産部林務課（長崎南部森林計画区）

佐世保市木場田町3番25号 長崎県県北振興局農林部林業課（長崎北部森林計画区）

五島市福江町7番1号 長崎県五島振興局農林水産部林務課（五島壱岐森林計画区）

壱岐市石田町石田西触1290番地 長崎県壱岐振興局農林水産部農林整備課（五島壱岐森林計画区）

対馬市厳原町国分1441番地 長崎県対馬振興局農林水産部林業課（対馬森林計画区）

3 縦覧の期間

令和7年9月16日から令和7年10月15日まで

長崎県告示第466号

令和7年長崎県告示第406号で告示した「西諫早団地建替事業の一般競争入札の参加者の資格等」について、下記のとおり変更する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

記

次の表に掲げる告示の変更部分は下線の部分である。

変更後	変更前
5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等 (1) 申請の時期 この告示の日から、 <u>令和7年10月3日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）</u> 。 申請時間は午前9時から午後5時までとする。	5 入札を希望する者の資格審査の審査方法等 (1) 申請の時期 この告示の日から、 <u>令和7年9月19日（金）午後3時まで（県の休日を除く。）</u> 。 申請時間は午前9時から午後5時までとする。
6 資格審査結果の通知 <u>令和7年10月16日（木）</u> までに代表企業に書面で通知す	6 資格審査結果の通知 <u>令和7年10月3日（金）</u> までに代表企業に書面で通知す

る。

る。

長崎県告示第467号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき、一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等について次のとおり告示する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

県立高等学校一人一台端末用 Windows10 ESUプログラムライセンス

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から入札の期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から入札の期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項及び第167条の5の2に定める要件に基づき、(2)に掲げる事項について審査し決定する。
- (2) 審査事項
 - ア 年間売上高
 - イ 営業年数
 - ウ 従業員数
 - エ 財務比率（純利益、固定長期適合率及び流動比率）
 - オ 過去の類似する業務の実績

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

- (1) 申請の時期
この告示の日から、令和7年9月19日（金）までの間（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 申請書の入手方法
競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。なお、県のホームページから入手することもできる。
- (3) 申請書の提出方法
入札に参加しようとする者は申請書に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に持参し提出すること。
 - ア 誓約書（様式第2号）
 - イ 法人にあっては登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 個人にあっては、本籍地の市町村長が発行する身元（分）証明書及び住所地の市町村長が発行する住民票並びに法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - エ 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - オ 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - カ 印鑑届（様式第3号）※ 提出書類は原本とし、参加資格申請日より3月以内に発行されたものに限る。

※ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、入札参加資格を有すると決定され、かつ、2に掲げる競争入札に参加することができない者に該当しない者で競争入札に参加しようとする者は、申請書及び印鑑届（様式第3号）を提出すること。なお、申請書の目次に記載する書類及び添付書類については「資格審査結果通知書」（写）の提出により代えることができる。

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県教育庁教育環境整備課

（電話）095-894-3323

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第4号）により通知（郵送）する。

6 資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和8年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

一般競争入札の実施（公告）

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託

(2) 業務の仕様等

入札説明書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和13年3月31日まで

(4) 履行場所

長崎県総務部総務文書課

(5) 入札の方法

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 電送及び郵送による入札は認められないこと。

ウ 入札執行回数は3回を限度とする。3回までに落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。

(6) 契約方法

電子契約又は書面契約（選択方式）

2 入札参加資格

長崎県例規集検索等システムに係る業務委託に関する令和7年9月16日付けの一般競争入札の参加者の資格等（令和7年長崎県告示第464号）に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

入札を希望する者は、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部総務文書課

（電話）095-895-2114

（提出期限）令和7年10月3日17時00分

4 入札参加条件

当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号

（名称）長崎県総務部総務文書課

（電話）095-895-2114

6 契約条項を示す場所

5の部局等とする。

7 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年10月3日までの間（県の休日を除く。）

（場所）5の部局等とする。

なお、県のホームページから入手することもできる。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の日時及び場所

令和7年10月23日 13時30分 長崎県庁行政棟1階入札室

入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国

立大学法人又は地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に押印した印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印した印鑑が委任状に押印した代理人の印鑑でない場合を含む。）。
- (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (13) 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

この契約は 電子契約に 対応しています

落札（見積）決定後

契約書の作成方法を
選択してください。

※落札（見積）決定業者は
「契約締結に関する届出書」
の提出をお願いします。

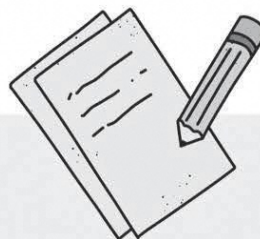


電子による契約

契約書を電子(PDF)で作成します。
押印に代えて電子署名を行います。

※印刷・製本・印紙の貼付は不要

or



書面による契約

従前どおり印刷・製本・押印・
印紙貼付を行い、契約書を作成
します。

様式のダウンロード・操作方法等電子契約の詳細
については長崎県HPよりご確認ください。

長崎県 電子契約 **検索**





電子契約を使ってみよう！

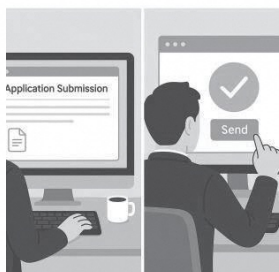
手続簡単！

3ステップ

電子契約で変わる！

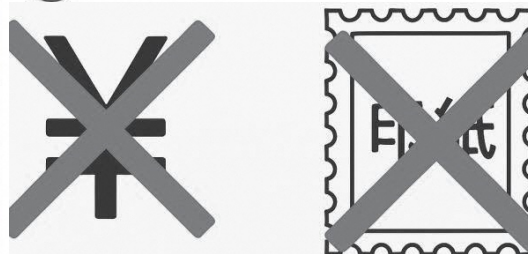
3メリット

- ① 「契約締結に関する届出書」を提出。



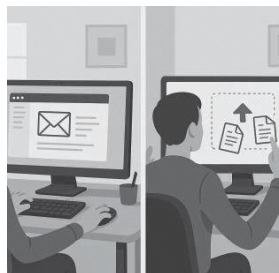
メールで提出

- ① 契約にかかる費用を削減



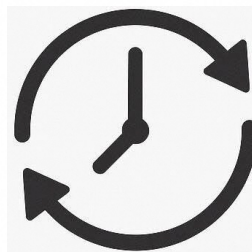
印紙代・郵送代が不要。

- ② 確認依頼メール受信後、内容に同意。



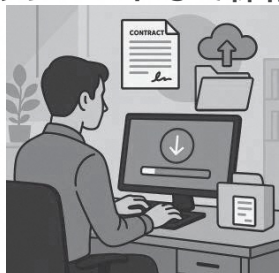
同意する

- ② 契約業務の効率化



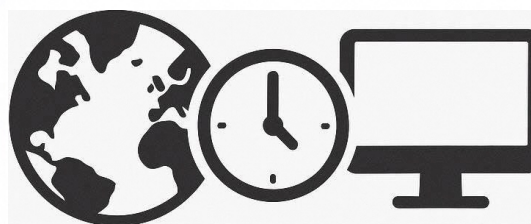
印刷や製本などの作業が不要。

- ③ 契約締結後、電子契約書をダウンロードして保存。



契約書は電子で保管

- ③ 場所や時間を選ばず契約可能



来庁不要で、いつでもどこでも処理可能。

電子契約の利用に関して、事業者の費用負担はありません

一般競争入札の実施に関する公告の変更（公告）

令和7年8月5日付で公告した「西諫早団地建替事業」に係る一般競争入札の実施について、下記のとおり変更する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

記

次の表に掲げる公告の変更部分は下線の部分である。

変更後	変更前
6 入札参加の手続 この入札に参加を希望する者は、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認のため必要な各種書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。 なお、入札参加資格審査申請書等の作成については、入札説明書及び同別添資料3（様式集）によること。 （提出日時） <u>令和7年10月3日（金）午後3時まで</u> （提出場所）長崎県土木部住宅課 （提出方法）提出日時に関し事前連絡の上、持参により提出すること。	6 入札参加の手続 この入札に参加を希望する者は、入札参加表明書、入札参加資格審査申請書及び入札参加資格確認のため必要な各種書類を提出し、入札参加資格の審査を受けること。 なお、入札参加資格審査申請書等の作成については、入札説明書及び同別添資料3（様式集）によること。 （提出日時） <u>令和7年9月19日（金）午後3時まで</u> （提出場所）長崎県土木部住宅課 （提出方法）提出日時に関し事前連絡の上、持参により提出すること。
18 Summary (3) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :3:00 p.m. <u>3 October</u> , 2025	18 Summary (3) Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification :3:00 p.m. <u>19 September</u> , 2025

一般競争入札の実施（公告）

ライセンスの購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年9月16日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 品名
県立高等学校一人一台端末用 Windows10 ESUプログラムライセンス
- (2) 規格・数量
別添仕様書のとおり
- (3) 納入期限
令和7年10月10日
- (4) 納入場所
長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁教育環境整備課
- (5) ライセンス期間
令和7年10月14日から令和8年10月13日まで
- (6) 入札の方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3) 県立高等学校一人一台端末用 Windows10 ESUプログラムライセンスに関する令和7年9月16日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- 3 入札参加資格を得るための申請の方法等
前項(2)に掲げる入札参加資格を得ていないもので入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。
申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-8570長崎市尾上町3番1号
（名称）長崎県教育庁教育環境整備課
（電話）095-894-3323
（提出期限）令和7年9月19日
- 4 入札参加条件
当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- 5 当該業務契約に関する事務を担当する部局等の名称等
3の部局等とする。
- 6 契約条項を示す場所
3の部局等とする。
- 7 入札説明書の交付方法
長崎県教育庁教育環境整備課ホームページ上（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-kankyo/index.html>）において掲載する。
- 8 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札の場所及び期日等
（場所）県庁7階701会議室
（期日）令和7年9月26日（金）10時00分開始
入札当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 10 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積もった契約希望金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112

号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合

11 入札者が代理人である場合の委任状の提出

- (1) 入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
- (2) 適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(7)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (7) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (9) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (12) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合。
- (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

- (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第42号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和7年9月16日

長崎県選挙管理委員会
委員長 渡邊 敏則

1	50分の1の数	21,326	人
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と 40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を 乗じて得た数とを合算して得た数	233,287	人
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長 崎 市	110,598	人
	佐世保市・北松浦郡	69,056	人
	島 原 市	11,607	人
	諫 早 市	36,970	人
	大 村 市	26,781	人
	平 戸 市	7,865	人
	松 浦 市	5,699	人
	対 馬 市	7,671	人
	壱 岐 市	6,674	人
	五 島 市	9,676	人
	西 海 市	6,877	人
	雲 仙 市	11,231	人
	南島原市	11,511	人
	西彼杵郡	18,732	人
	東彼杵郡	9,610	人
	南松浦郡	4,878	人

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二
二二
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト